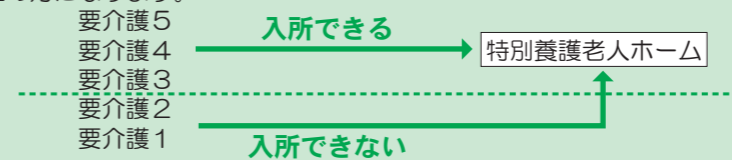


# 介護保険制度 が変わります

## 平成27年4月から変更になる介護保険制度の内容

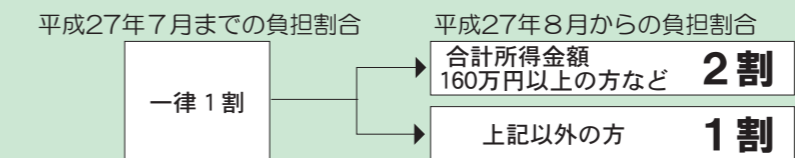
- ①介護保険サービスを利用したときの利用者負担が変わります。  
介護報酬の改定にともなって、介護保険サービスを利用した時に支払う金額が変更されます。
- ②特別養護老人ホームの新規入所対象者が変わります。  
特別養護老人ホームは、これまで要介護1から入所できましたが、これからは、原則として、要介護3以上の方になります。



- ◇平成27年3月末までに入所している方は、要介護1・2でもそのまま入所できます。4月以降、入院などで一旦退所し、退院後の再入所は、新規入所扱いになります
- ◇要介護1・2の方でも、やむを得ない事情で在宅生活が著しく困難な場合は、特例で入所が認められる場合があります
- ※「やむを得ない事情」とは、認知症などで常時見守りが必要、知的障害や精神障害などがあり症状が安定しない、虐待が疑われるなどの場合で、個々の状態を踏まえて判断することになります。
- ③65歳以上（第1号被保険者）の介護保険料が所得に応じて細分化されます。  
標準6段階であった所得段階は、標準9段階となり、負担の程度も見直されます。65歳以上で所得が低い方の保険料の軽減割合を大きくします。

## 平成27年8月から変更になる介護保険制度の内容

- ①一定所得以上の方は介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割になります。自己負担が2割となるのは、合計所得金額が年間160万円以上で年金収入等とその他の合計所得金額の合計が単身で、280万円以上、2人以上世帯で346万円以上となる方。
- ②高額介護サービス費の一部の上限額が引き上げされます。  
同じ月の介護サービスの利用者負担（1割または2割）の合計が高額になり、決められた限度額を超えた分が「高額介護サービス費」として後から払い戻しを受けられます。そのうち、医療保険制度における現役並み所得者に相当する方は、高額介護サービス費の自己負担の限度額が、37200円（月額）から444400円（月額）に引き上げられます。



平成27年7月までの限度額		平成27年8月からの限度額	
一般	37,200円（世帯）	現役並み所得相当	44,400円（世帯）
住民税非課税世帯等	24,600円（世帯）	一般	37,200円（世帯）
年金収入80万円以下等	15,000円（個人）		
生活保護受給者等	15,000円（世帯） （個人）		据え置き

※現役並み所得者相当の方  
同一世帯内に65歳以上（第1号被保険者）で課税所得145万円以上の方がいる方。ただし、単身世帯で収入が383万円未満、2人以上世帯で収入の合計が520万円未満の場合は「市町村民税課税世帯の方」と同様の限度額になります。

## 平成27年8月から変更になる介護保険制度の内容

- ③低所得の施設利用者の食費・居住費への補助の要件が変更されます。  
施設サービスの居住費と食費は、所得の低い方に対しては自己負担の上限額が設けられており、これを超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から施設等に支払われます。平成27年8月からは、その対象者となる条件が変更されます。
- （現在）  
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの入所者、ショートステイの利用者で、低所得の方に食費・居住費の自己負担額の一部を補助しています。
- 特別養護老人ホームへ入所する際、本人が施設の住所に住民登録を移し、配偶者と世帯分離した場合、入所した本人が非課税であれば、補助対象となります。
- （改正後）  
所得が低くても預貯金が一定額以上ある場合は、補助対象から外れます。
- 特別養護老人ホームへ入所にあたり、世帯分離した配偶者が課税されている場合、補助対象から外れます。
- ◇預貯金等が単身1000万円超、夫婦2000万円超の場合  
（不正があった場合には、加算金を設けます）
- ◇世帯分離している（住民票上世帯が異なる）配偶者が課税されている。また、非課税年金（遺族年金、障害年金）を収入として算定します。
- ※上記の2つのうちいずれかを満たす方は、低所得者として認められません。

## ④70歳未満の方の高額医療・高額介護合算療養費制度の限度額が変更されます。

平成26年7月までの限度額		平成27年8月からの限度額	
上位所得者	126万円	901万円超	212万円（176万円）
		600～901万円以下	141万円（135万円）
一般	67万円	210～600万円以下	67万円（67万円）
		210万円以下	60万円（63万円）
市町村民税非課税世帯	34万円	市町村民税非課税世帯	据え置き

※平成26年8月から平成27年7月の限度額は、経過措置として、カッコ内の金額になります。

問い合わせ 保健福祉課高齢者福祉係 ☎46-2601

## 国民年金保険料後納制度について

### 国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去10年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することにより年金を受けられる場合があります。

過去10年以内に納め忘れの保険料がある方は、後納制度をご利用ください。

なお、後納制度を利用できる期限は平成27年9月30日までとなっています。

### 後納保険料の納付書の「使用期限」にご注意ください

すでに後納保険料を申し込まれた方で、納付書に書かれた使用期限（平成27年3月31日）までに納付できなかった方が、平成27年4月以降に納付を希望される場合は、新たな加算額による納付書を発行しますので、「国民年金保険料専用ダイヤル」または石巻年金事務所に問い合わせください。

### 後納制度の申し込み・納付書の再交付の問い合わせ

国民年金保険料専用ダイヤル（ナビダイヤル）  
☎0570-011-050

※問い合わせの際には基礎年金番号がわかるものを用意ください。

※ナビダイヤルは、一般の固定電話からかける場合は全国どこからでも、市内通話料金で利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からかける場合は、通常の通話料金がかかります。

### 〈次回の年金相談会〉

- ◇日時 5月13日（水）  
午前10時から午後3時30分
- ◇場所 役場1階相談室  
年金に関する相談事がありましたらご利用ください。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5118  
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373